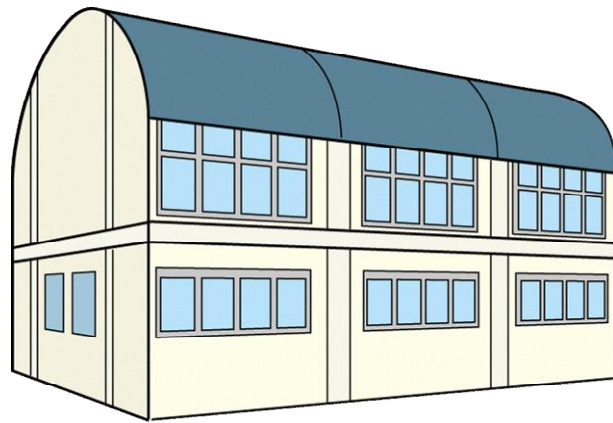
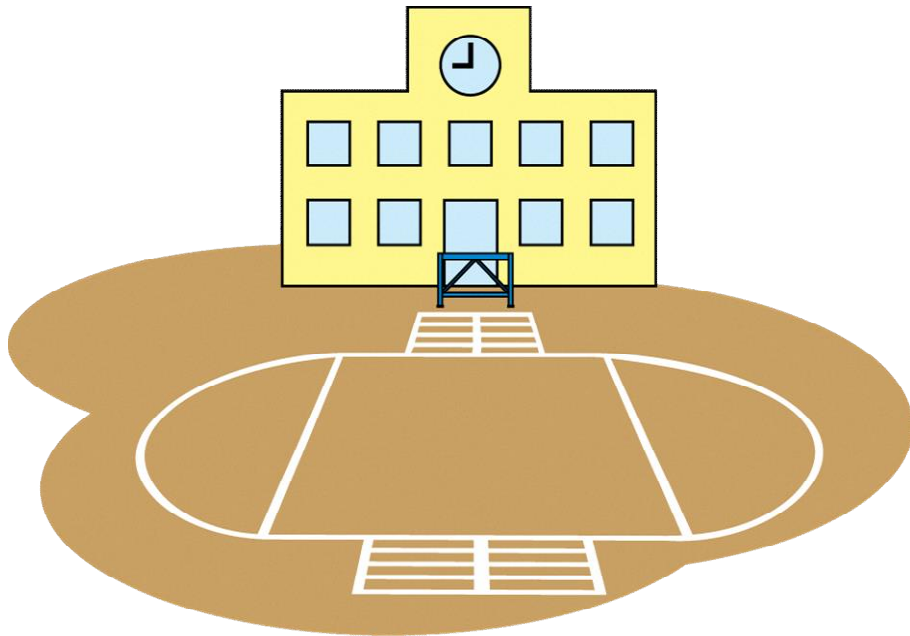


向日市立学校等体育施設開放 貸出のしおり



令和7年度版
(令和7年7月改訂)

公益財団法人向日市スポーツ文化協会

市立学校体育施設の貸出しについて

1 使用時間区分

(1) 小学校グラウンド及び体育館

	区 分
月 曜 ～ 土 曜	午後6時～午後9時(第6向陽小学校は午後10時まで)
日 曜 ・ 祝 日	午前9時～正 午
	正 午～午後3時
	午後3時～午後6時
	午後6時～午後9時(第6向陽小学校は午後10時まで)

(2) 中学校体育館・西ノ岡中学武道場

	区 分	備 考
月 曜 ～ 土 曜	午後6時～午後9時(夜間)	日・祝は使用不可

2 使用できる回数・時間

- (1) 日曜日から土曜日までを1週間とし、週1回3時間(1区分)を限度とします。ただし、第6向陽小学校の夜間は、1区分4時間を限度とします。
- (2) 小学校のグラウンドと競輪場のグラウンドの両方に登録している場合にあっても、同週に複数施設(小学校グラウンドと競輪場グラウンド等)の使用はできません。
- (3) 登録証に記載されている施設以外の施設を利用する場合は、貸出調整会から1週間経過後、開放施設に空きがあれば、登録施設以外での申請をすることができます。
- (4) 年間2回を限度に週1回1区分を超えて使用することができます。使用日の属する月の3か月前の初日から使用日の3週間前までに別途使用申請してください。

3 禁止事項

- (1) スパイク(金具のみ)の使用
- (2) 成人の軟式、硬式野球
- (3) 学校敷地内での喫煙・火気の使用
- (4) 体育館フロア内での飲食

4 注意事項

- (1) 使用前後は、学校管理員に連絡し、指示に従うこと。
- (2) 使用後は、必ず清掃・整理等を行うこと。
 - ・グラウンド…レーキ(トンボ)がけをする。
 - ・体 育 館・武道場…モップがけをする。
- (3) ごみ等は、各団体で必ず持ち帰ること。
- (4) 武道場について
 - ①活動内容は武道に限ります。

- ②場内は裸足で使用してください。
- ③畳は使用できません。

⚠ 夜間に使用される団体は、近隣住民の迷惑とならないよう、大声や車の騒音等ご配慮ください。

5 照明使用電気料

グラウンドのナイター及び体育館を使用される場合は、照明使用電気料相当額を負担いただきます。

		使用電気料	備 考
グラウンド		1時間当たり 1,000円 (ナイター専用コイン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイターコインは、使用前に本協会で購入してください。 ・小学校コインボックスの鍵は、各小学校の学校管理員室で管理しています。
体育館	小学校	1区分当たり 300円	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電気料は、1か月をまとめて本協会からそれぞれの利用団体に請求しますので、指定期日までに市役所窓口または指定の金融機関で納付してください。
	中学校	1区分当たり 300円	
武道場		1区分当たり 200円	

※第6向陽小学校体育館で午後9時を過ぎて使用する場合は、1区分当たり500円

6 空調設備使用料

体育館の空調設備を使用される場合は、空調設備使用電気料相当額を負担いただきます。空調設備使用期間は、原則6月～10月とします。

		使用電気料	備 考
小学校 (大体育室)		1区分当たり 1,200円	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の使用を希望する場合は、施設予約時に申請してください。急遽、当日使用希望を変更する場合は、各学校の管理員室へ申し出ください。 ・空調設備については、地球温暖化の防止を図ることを目的に、省エネルギーへの取組を推進するため、設定温度を28℃とします。 ・使用電気料は、1か月をまとめて本協会からそれぞれの利用団体に請求しますので、指定期日までに市役所窓口または指定の金融機関で納付してください。
中学校 (大体育室)		1区分当たり 2,000円	

※第6向陽小学校体育館で午後9時を過ぎて使用する場合は、1区分当たり1,600円
 ※途中で利用停止や途中から利用する場合も、上記の金額満額の支払いが必要です。

7 協力事業

学校施設使用団体として登録を受けた団体は、求めに応じて次の事業に協力するものとする。

- (1) 調整会議等への協力
- (2) 各種講習会への参加
- (3) 3月初旬、小学校体育館の大掃除 (体育館使用団体)

競輪場スポーツ施設の貸出しについて



<Dグラウンド>

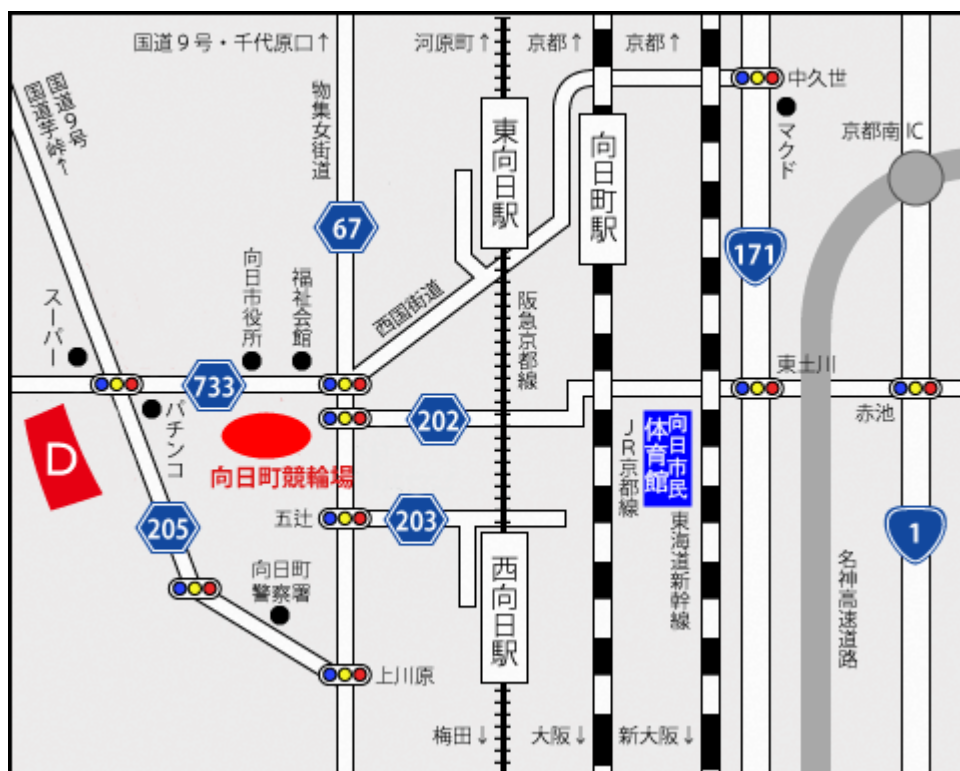
1 使用時間区分

	備 考
午前9時 ~ 正 午	競輪開催日および京都府自転車競技事務所の許可がない日は、使用できません。
正 午 ~ 午後3時	
午後3時 ~ 午後5時	

※ Dグラウンドはナイター設備がありません。

2 使用できる回数・時間

- (1) 日曜日から土曜日までを1週間とし、週1回3時間を限度とします。
- (2) 小学校グラウンドと競輪場のグラウンドの両方に登録している場合であっても、同週に複数施設（競輪場グラウンドと小学校グラウンド等）の使用はできません。
- (3) 週1回3時間（1区分）を超えて使用する場合は、使用日の属する月の3か月前の1日から使用日の3週間前までに別途、施設使用申請書（様式第1号）を本協会に提出し、許可を得てください。年間2回まで使用できます。



学校体育施設・競輪場 共通事項

1 使用申請

- (1) 2か月単位で貸出を行います。次表の申請期間に基づき使用申請してください。
- (2) 2か月に1回、下記の通り貸出調整会を行い、登録した施設の使用申請を受付します。※詳しい日程は向日市スポーツ文化協会HPでご確認ください。
貸出調整会開催後、空きのある施設につきましては、使用日の1週間前まで（臨時休館日、年末年始（12/28～1/4）を除きます）申請を受付します。
- (3) 定期的・継続的に使用される場合でも必ず貸出調整会にご参加ください。
- (4) 申請書に記入いただく電話番号は、日中に連絡が取れる番号（携帯電話等）をご記入ください。なお、使用申請に際しては、登録証の提示をお願いします。

※貸出調整会の日時は、向日市スポーツ文化協会HPに掲載します

調整会（月末頃）	申請できる月	申請期間
2月	4～5月	調整会から使用日の1週間前まで
4月	6～7月	5月1日から使用日の1週間前まで
6月	8～9月	7月1日から使用日の1週間前まで
8月	10～11月	9月1日から使用日の1週間前まで
10月	12～1月	11月1日から使用日の1週間前まで
12月	2～3月	1月5日から使用日の1週間前まで

[調整会及び申請受付] 向日市民体育館（向日市森本町小柳 23-1）



2 使用の取消しについて

- (1) 使用取消しする場合は、5日前までに、本協会932-5011へ必ずご連絡ください。
- (2) 本協会へ連絡なく、体育館、グラウンドの使用取消しが続きますと貸出ができなくなることがあります。

3 体育施設が使用できない場合

特別警報または暴風を伴う警報が発表されているときや大雨等で災害のおそれがある場合、また、施設を公用もしくは公共用に使用する必要が生じたときは、使用許可書を発行していても取り消す場合があります。

- (1) ①特別警報 ②暴風警報 ③暴風大雨警報 ④暴風大雨洪水警報などで、警報が利用時間の2時間前に解除されない場合

※屋内・屋外施設にかかわらず当日の使用を中止とします。

(夜間使用の場合は午後4時の時点で判断します。)



- (2) 避難情報を発令し、避難所を開設することとなった場合
(対象：避難所として指定されている小学校の体育館)

- (3) 学校閉鎖等で休校の場合

- (4) 雨天でグラウンド状態が悪いと判断された場合

※第4向陽小学校グラウンドは、近接河川の氾濫またはそのおそれがあるとき、天候や水位回復後も数日間使用を取消す場合があります。

- (5) 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

4 その他 注意事項

- (1) 指定された場所以外に、自動車・バイク等を持ち入れないでください。
- (2) 器物、ガラス等を破損した場合は、弁償していただきます。
- (3) 施設の又貸し及び無断使用などの禁止事項を行った場合、施設の清掃を十分に行わなかった場合などは、3か月程度の利用停止や登録取消しとなります。
- (4) グラウンドご利用の際は、落雷の危険性及び熱中症事故防止のために気象情報の確認、「熱中症アラート」の活用など、安全なスポーツ活動実施の対策をお願いします。